

◎新潟県告示第1273号

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第8条第2項第2号の規定により、会計管理者が指定する事務所物品出納員は、次の組織において会計事務を担当する職員とする。

平成25年11月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

東京事務所

大阪事務所

工業技術総合研究所下越技術支援センター

農業総合研究所作物研究センター

農業総合研究所佐渡農業技術センター